

宇治市個人情報保護制度の見直しについて

中間まとめ

平成18年9月

宇治市個人情報保護審議会

中間まとめにあたって

宇治市個人情報保護条例は、平成11年4月の施行以来、個人の権利利益を保護する上で大きな役割を果たしてきました。

しかし、条例施行後7年が経過する中で、市民の個人情報に対する意識の高まり、情報技術の進展、個人情報の保護に関する法律の施行等、個人情報保護制度をとりまく社会情勢は大きく変化しています。

このような状況の下で宇治市個人情報保護審議会は、平成18年2月15日に宇治市長から「宇治市個人情報保護制度の見直しについて」の諮問を受けました。

以来、7回にわたって審議会を開催し、収集の制限、不開示情報、罰則等、15の項目について意見交換を行い、一定の結論に達しましたので、この度、「宇治市個人情報保護制度の見直しについて(中間まとめ)」としてとりまとめました。

今後、この「中間まとめ」を公表して、広く市民の皆様から意見を募集した上で、これらの意見も踏まえながら更なる検討を進めてまいります。

平成18年9月19日

宇治市個人情報保護審議会
会長 初宿 正典

目 次

第 1	個人情報 の 定義	1
第 2	収集 の 制限	3
第 3	利用 ・ 提供 の 制限	7
第 4	電子的 結合 の 処理 制限	9
第 5	個人情報 取扱 事務 登録	10
第 6	請求 権者	12
第 7	開示 ・ 不開示 の 基本的 考え方	13
第 8	不開示 情報	15
第 9	存否 に 関する 情報	22
第 10	第三者 保護 に 関する 手続き	23
第 11	訂正 等 請求 及び 中止 請求	25
第 12	期限 の 特例	27
第 13	是正 の 申出	29
第 14	審議会 に おける 調査 ・ 審議 の 手続き	30
第 15	罰則	32
 (参考 資料)		
	宇治市 個人情報 保護 審議会 委員 名簿	35
	宇治市 個人情報 保護 審議会 審議 経過	36

第1 個人情報の定義（現行条例第2条第1号）

- 1 特定の個人を識別することができる個人情報には「他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む」旨を明記することが適当である。
- 2 現行どおり、生存する個人に限定せず死者の個人情報も含めることが適当である。
- 3 法人等の役員に関する情報、事業を営む個人の当該事業に関する情報についても、個人情報の定義に含めることが適当である。

- 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関法」という。）第2条第2項及び京都府個人情報保護条例第2条第1号は、個人情報の定義のうち、特定の個人を識別することができるものについて、他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む旨を規定しており、単体の情報で特定の個人が識別できない場合であっても、一般に知り得る情報や関係者であればわかる情報と照合することにより、特定の個人が識別できるような情報も保護の対象としている。

現行の宇治市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）第2条第1号は個人情報の定義を「特定の個人が識別され、又は識別される可能性のある情報」と規定しているが、解釈により行政機関法及び京都府個人情報保護条例と同様の運用を行っており、規定上もこれを明確にし、わかりやすくすることが適当である。

- 2 行政機関法第2条第2項は、個人情報の定義について、「生存する個人に関する情報（略）」と規定し、保護の対象となる個人情報から死者の個人情報を除外しているが、これに対し、現行条例第2条第1号の個人情報は、生存する個人を原則としながらも、死者の個人情報を除外せず、保護の対象としている。

死者は開示請求等の権利行使の主体とはなり得ないものの、実施機関が死者の個人情報を不適切に取扱った場合には、死者の名誉が傷つけられたり、遺族の権利利益が害されたりするおそれがあるため、宇治市においては、引き続き死者の情報を個人情報の定義から除外せず、保護の対象としていくことが適当である。

- 3 現行条例第2条第1号は、個人情報の定義から役員に関する情報と事業活動を営む個人の当該事業活動に関する情報を除外しているが、これは事業活動上の利益は、個人の権利利益とは別に考えるべきであると考えたからである。

しかし、事業を営む個人の情報は事業活動に関する情報と私生活の情報とを明確に区分できない場合も少なくなく、また役員情報は個人情報の側面も有しているものであるため、現行の規定を改めて、個人の事業活動に関する情報と役員情報を個人情報に含めることが適当である。

○ 現行条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定の個人が識別され、又は識別される可能性のある情報をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

((2)以下、略)

○ 京都府個人情報保護条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む）をいう。

((2)以下、略)

○ 行政機関法

(定義)

第2条 (第1項、略)

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(第3項以下、略)

第2 収集の制限（現行条例第7条）

- 1 本人から、直接書面等に記録されている個人情報を収集するときは、原則的に利用目的を明示しなければならないとすることが適当である。
- 2 思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する情報及び社会的差別の原因となるおそれのある情報については、今後とも原則収集禁止とすることが適当である。
- 3 個人情報を本人から収集する原則は、今後とも維持することが適当である。

1 行政機関法第4条は、本人から、直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない旨定めている。

現行条例は、第5条第1項の規定により全ての個人情報取扱事務の登録を義務付けるとともに、同条第4項の規定により登録簿を一般の閲覧に供することとしており、登録する事項には個人情報取扱事務の目的も含まれている（同条第1項第2号）ため、個人情報を収集された本人が、利用目的を調べることは可能である。

しかしながら、実施機関が、個人情報を取得するときに本人に対して利用目的を明示することとすれば、市役所に来て個人情報取扱事務登録簿を閲覧する等の本人の負担を軽減することができる。

また、行政機関法は、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき等、利用目的の明示の義務を除外する場合を定めており、宇治市個人情報保護条例においても、同様の規定を設ければ、実施機関に過度の負担をかけることはないと考えられるため、行政機関法第4条に倣って利用目的の明示規定を設けることが適当である。

○ 現行条例

（個人情報取扱事務の登録等）

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)が新たに生ずる場合又はこれを変更する場合は、次の各号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の収集先、利用先又は提供先
- (4) 個人情報の種類等の内容
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の処理方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

（第2項以下、略）

○ 行政機関法

(利用目的の明示)

第4条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第24条及び第55条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 1 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 2 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 3 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（略）、地方公共団体又は地方独立行政法人（略）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

2 現行条例第7条第1項は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する情報及び社会的差別の原因となるおそれのある情報の収集を原則的に禁止している。この規定は、個人の人格と密接にかかわる上記の情報は、他の個人情報と比べて特別の保護措置を講じる必要があるという考えから設けられたものであり、今後ともこの考えは維持すべきである。

もつとも、事務事業の適正な遂行のためには、これらの情報を収集しなければならない場合があるのも確かであるが、現行条例は法令に基づくとき又はあらかじめ宇治市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いたときには収集を認めており、このような現行制度の枠組みにおいて、実施機関は適正な事務事業の遂行を確保することができている。

以上から、現行条例第7条第1項の規定については、基本的に維持することが適当であるが、京都市個人情報保護条例第6条第3項を参考に、個人の特質を規定する身体に関する情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について例示を設ける等、市民にとってよりわかりやすく明確な規定とすることが適当である。

○ 現行条例

(収集の制限)

第7条 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令（条例を含む。以下同じ。）の規定に基づくとき又はあらかじめ審議会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに個人の特質を規定する身体に関する情報

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(第2項以下、略)

○ 京都市個人情報保護条例

(個人情報の収集の制限)

第6条 (第1項・第2項、略)

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。

(第4項以下、略)

3 現行条例第7条第2項は、法令の規定に基づくとき、本人の同意があるとき等の例外を除き、個人情報本人から収集しなければならない旨を規定している。

個人情報の取扱いの基点である収集の段階において、本人からの収集を原則とするこ
とは、個人の権利利益の保護から考えても必要であり、例外規定についても適切な規定
となっているので、今後ともこの規定は維持することが適当である。

○ 現行条例

(収集の制限)

第7条 (第1項、略)

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することが事務執行上やむを得ない場合又は本人以外のものから収集することについて相当の理由がある場合であつて、当該収集することによつて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、前項第4号に規定する場合において、本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

4 実施機関は、第2項第5号に規定する場合において、本人以外のものから個人情報を収集するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第3 利用・提供の制限（現行条例第8条、第9条）

- 1 目的の範囲内か否かを問わず外部提供を原則禁止とする現行の規定は、今後とも維持することが適当である。
- 2 目的外利用又は外部提供を行う場合の審議会の事前関与の規定は、今後とも維持することが適当である。

1 現行条例第9条第1項は「実施機関は、個人情報に当該実施機関以外のものに提供してはならない。」と規定し、目的の範囲の内外を問わず外部提供を原則禁止としている。

これに対して、行政機関法第8条は「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定し、利用だけではなく外部提供についても、目的の範囲外の場合のみ禁止している。

外部提供が行われると、自己に関する個人情報の所在が不明確になり、場合によっては、提供先で不適正に取扱われるおそれがある。また、二次的、三次的な提供が行われる可能性があるなど、個人の権利利益の侵害の危険性が高いので、目的外利用よりも慎重な対応が必要である。したがって、行政機関法のように目的の範囲外の提供のみを禁止するのではなく、外部提供を原則禁止とする現行規定は維持することが適当である。

○ 現行条例

（提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

（第1項(1)以下、略）

○ 行政機関法

（利用及び提供の制限）

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（第2項以下、略）

2 現行条例第8条第1項は個人情報の目的外利用を、第9条第1項は外部提供を原則禁止としているが、事務執行上やむを得ない場合又は相当の理由がある場合には例外的にこれを認めている（第8条第1項第5号、第9条第1項第5号）。この場合、実施機関はあらかじめ審議会の意見を聴かなければならないこととされている（第8条第3項、第9条第3項）が、これは第8条第1項第5号又は第9条第1項第5号に該当するか否かの判断に客観性を確保するためである。

宇治市においては、今後とも個人情報保護の徹底と厳格な運用を確保するため、この規定を維持することが適当である。

○ 現行条例

(利用の制限)

第8条 実施機関は、収集目的以外の目的のために個人情報を利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(第1項(1)～(4)、略)

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報を利用することが事務執行上やむを得ない場合又は個人情報を利用することについて相当の理由がある場合であつて、当該利用によつて本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(第2項、略)

- 3 実施機関は、第1項第5号に規定する場合において、個人情報を利用するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(第1項(1)～(4)、略)

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報を提供することが事務の執行上やむを得ない場合又は個人情報を提供することに相当の理由がある場合であつて、当該提供によつて本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(第2項、略)

- 3 実施機関は、第1項第5号に規定する場合において、個人情報を当該実施機関以外のものに提供するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(第4項以下、略)

第4 電子的結合の処理制限（現行条例第10条）

電子的結合の処理制限は、今後とも維持することが適当である。

現行条例第10条は、電子的結合により、個人情報の収集、蓄積、提供等を行うにあたっては、法令の規定に基づく場合を除き、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない旨規定し、電子的結合を行うことに制限を課している。電子的結合は不正アクセス等による個人の権利利益の侵害が発生する可能性を増大させるため、基本的に現行の電子的結合の制限に関する規定は維持することが適当である。

なお、電子的結合による個人情報の収集、提供等は、行政サービスの向上や行政運営の効率化に寄与する面がある。そこで、現行条例では、あらかじめ審議会の意見を聴いた場合には電子的結合を認めているが、その判断においては、京都市個人情報保護条例第11条のように、公益上必要があること及び個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていることを基準とすることを明確にすることが適当である。

○ 現行条例

（電子的結合の処理制限）

第10条 実施機関は、電子的結合（通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機を結合し、実施機関の管理する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し、蓄積し、及び提供し得る状態にする方法をいう。）により個人情報を収集、蓄積、提供又はそれらの処理方法の変更をするときは、個人の権利利益を不当に侵害することがないように努め、法令の規定に基づく場合を除いて、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

○ 京都市個人情報保護条例

（電子計算機の結合の制限）

第11条 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

第5 個人情報取扱事務登録（現行条例第5条）

個人情報取扱事務登録制度は、今後とも維持することが適当である。

行政機関法第11条第1項は「行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ（略）定める事項を記載した帳簿（略）を作成し、公表しなければならない。」と規定し、個人情報ファイルについて登録・公表を義務付けている。

現行条例第5条第1項は「実施機関は、個人情報を取り扱う事務（略）が新たに生ずる場合又はこれを変更する場合は、次の各号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。」と規定し、個人情報取扱事務登録制度を採用している。

このように、現行条例は個人情報取扱事務そのものの登録・公表を義務付けており、ファイル化されていない個人情報の取扱いも登録・公表されていることから、行政機関法と比べて登録される情報の範囲は広がっており、市民の開示請求権等の行使にも資するものとなっている。

また、全ての個人情報取扱事務の登録を義務付けることによって、実施機関に過度の負担をかける等の支障も認められないことから、個人情報ファイルの登録だけに限定しない、現行の制度を維持することが適当である。

○ 現行条例

(個人情報取扱事務の登録等)

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）が新たに生ずる場合又はこれを変更する場合は、次の各号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。

(第1項(1)以下、略)

○ 行政機関法

(定義)

第2条 (第1項～第3項、略)

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(第5項、略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(第2項以下、略)

第6 請求権者（現行条例第14条）

- 1 開示請求等の代理請求については、今後とも法定代理人に限り認めることが適当である。
- 2 遺族等に、死者の個人情報の開示請求権を認めることは適当でない。

1 現行条例は、開示請求、訂正等請求、中止請求について、本人が自ら請求を行うことが困難な場合も考えられることから、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限り、本人に代わって請求を行うことを認めている。

代理請求の範囲を任意代理にまで拡大することは、本人の意思に反する請求が行われる可能性を生じさせる等、個人情報の保護の観点からはかえって問題があるため、引き続き法定代理人に限り代理請求を認めることが適当である。

なお、病気又は遠隔地に居住している等の理由で、本人が直接市役所に来て請求することが困難な場合も考えられるが、このような場合には、郵送による請求を認める等の方法により、本人の意思が確認できる範囲で、できる限り請求権の行使を保障する運用を行うことが望ましい。

2 現行条例は、遺族が死者の個人情報を開示請求することを認めていないが、相続財産に関する情報等、死者の情報が請求者本人の情報でもあると認められる場合には、その本人の情報として、開示請求を認める運用を行っている。

遺族に対しても死者の情報を開示することが適切でない場合もあるため、遺族等に一律に死者の個人情報の開示請求を認めることは適当ではなく、引き続き現行制度の範囲内で開示請求を認めることが適当である。

一方、遺族が死者の情報を知りたいと願うことは自然な感情であるから、諸般の事情を考慮して、死者の情報を遺族に提供することに相当の理由があると認められるときには、審議会の意見を聴いた上で現行条例第9条第1項第5号により提供する等、可能な範囲で情報を提供することが望ましい。

○ 現行条例

（開示請求）

第14条 何人も、実施機関に対し、公文書（実施機関が現に管理しているものに限る。

以下この章において同じ。）又は電磁的記録媒体（実施機関が現に管理しているものに限る。以下この章において同じ。）に記録されている自己の個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、前項の規定による請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

第7 開示・不開示の基本的考え方（現行条例第15条）

- 1 開示義務があるとの原則を明記することが適当である。
- 2 開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合における部分開示の義務を明記することが適当である。

1 行政機関法第14条は「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、本人に対して開示義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

現行条例にはこのような開示義務を明確にする規定はないが、これまでから、第15条各号の「開示しないことができる」情報に該当しない場合には、開示義務があるとの解釈運用を行ってきたところである。

このように、現行条例でも、行政機関法との間に運用上の違いはないが、市民にとってよりわかりやすく明確な規定とするために、行政機関法第14条に倣って開示義務の規定を設けることが適当である。

○ 現行条例

（開示しないことができる個人情報）

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を開示しないことができる。

((1)～(8)、略)

○ 行政機関法

（保有個人情報の開示義務）

第14条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

((1)～(7)、略)

2 宇治市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第8条は「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて、公文書を公開しなければならない。」と規定しており、部分公開の義務を明記している。

現行条例においては、第15条の「開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を開示しないことができる。」という規定の解釈の中で、部分開示の義務があるとの運用を行ってきたところである。

このように、現行でも運用上特に問題は生じていないが、市民にとってよりわかりやすく明確な規定とするために、情報公開条例第8条に倣って部分開示の義務を明記した規定を設けることが適当である。

○ 情報公開条例

（部分公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて、公文書を公開しなければならない。

第8 不開示情報（現行条例第15条）

- 1 本人に代わって法定代理人が開示請求を行った場合について、法定代理人に開示することにより本人の権利利益を害するおそれのある情報を、新たな不開示情報として規定することが適当である。
- 2 現行条例第15条第5号の不開示情報（個人の評価等に関する情報）については、削除することが適当である。
- 3 その他の不開示情報については、情報公開条例第6条各号の非公開情報との間で相応の制度的整合性を保たせる見地から、より適切な不開示情報の規定に改めることが適当である。

- 1 現行条例第14条第2項の規定により、本人に代わって法定代理人が開示請求を行った場合には、本人と法定代理人との間で利害が相反する場合があります。例えば、請求に係る個人情報に、法定代理人であっても知られたくないと望む情報が含まれている場合や、親の虐待から逃れた児童の居所を探る目的で、その親が法定代理人として開示請求する場合等である。

このような場合に、本人の権利利益が法定代理人に対しても保護されることを明確にするため、京都市個人情報保護条例第16条第1号のように、法定代理人に開示することにより本人の権利利益を害するおそれがある情報を、新たな不開示情報として設けることが適当である。

○ 京都市個人情報保護条例

（個人情報の開示義務）

第16条 （第1項本文、略）

- (1) 第14条第2項の規定による開示請求をした未成年者又は成年被後見人の法定代理人に対して開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがある情報

((2)以下、略)

2 現行条例第15条第5号は、「個人の評価、指導、診断、判定、選考等の事務事業における個人情報であつて、開示することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的を達成することができなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」を不開示とする旨規定している。

宇治市においては、これまでから指導要録についても開示する運用を行っており、本号該当を理由に不開示とした実績もないことから、独立した不開示情報として維持する必要性は少ない。また、情報の内容を実質的に判断して現行条例第15条第7号に該当する場合に限り不開示とすれば足りるため、現行条例第15条第5号の不開示情報は削除することが適当である。

この場合、解釈基準を明確にするため、京都市個人情報保護条例第16条第7号ウのように、現行条例第15条第7号の不開示情報に、個人の評価等に関する情報の例示を設けることが適当である。

○ 現行条例

(開示しないことができる個人情報)

第15条 (本文及び(1)~(4)、略)

(5) 個人の評価、指導、診断、判定、選考等の事務事業における個人情報であつて、開示することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的を達成することができなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

(6) (略)

(7) 本市又は国等が行う許可、認可、試験、交渉、入札、人事、争訟その他の事務事業における個人情報であつて、開示することにより、当該事務事業の目的を達成することができなくなり、又は当該若しくは同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

(8) (略)

○ 京都市個人情報保護条例第16条(抜粋)

(個人情報の開示義務)

第16条 (本文及び(1)~(6)、略)

(7) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(ア・イ、略)

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

(エ以下、略)

3 平成17年4月の情報公開条例の改正により、第6条各号（非公開情報）の規定も、公開の範囲をできる限り広げる観点から大幅に修正された。現行条例は制定以来、不開示情報を規定する第15条の改正を行っていないが、開示する範囲をできるかぎり広くする観点から、情報公開条例の非公開情報との間で相応の整合性を図りつつ不開示情報についての規定を改めることが適当である。

この場合、市の情報を一般に公にする情報公開制度の公開・非公開の基準と、本人に自己情報を開示する個人情報開示制度の開示・不開示の基準とでは、おのずと異なることから、特に次の点に留意したより適切な規定に改めることが適当である。

① 個人に関する情報（現行条例第15条第1号）

情報公開条例第6条第2号イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を非公開情報から除外し、第三者のプライバシーと公益との比較衡量により公開・非公開の判断を行う枠組みを定めている。

個人情報保護条例においても、これに相当する規定を設けるべきであるが、第三者のプライバシーと開示請求者の権利利益との比較衡量により開示するか否かの判断を行うべきであるため、「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を不開示情報から除外することが適当である。

現行条例第15条	情報公開条例第6条
<p>(1) 開示請求をした者以外の者に関する個人情報であつて、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの</p>	<p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ <u>人の</u>生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>

② 法人等に関する情報（現行条例第15条第3号）

情報公開条例第6条第3号アは「人の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によつて生ずる危害から保護するため、公にすることが必要と認められる情報」を、イは「人の生活を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によつて生ずる支障から保護するため、公にすることが必要と認められる情報」を非公開情報から除外し、法人等の事業活動上の利益と公益との比較衡量により公開・非公開の判断を行う枠組みを定めている。

現行条例にも、これに相当する規定が設けられているが、個人情報開示制度においては、法人等の事業活動上の利益と開示請求者の権利利益との比較衡量により開示するか否かの判断を行うべきであるため、現行条例第15条第3号ア・イともに、「個人の」を「開示請求者の」と改めることが適当である。

現行条例第15条	情報公開条例第6条
<p>(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求をした者以外の個人が営む事業に関する情報を含む個人情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる個人情報を除く。</p> <p>ア <u>個人の</u>生命、身体又は健康を当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によつて生ずる危害から保護するため、開示することが必要と認められる個人情報</p> <p>イ <u>個人の</u>生活を当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によつて生ずる支障から保護するため、開示することが必要と認められる個人情報</p>	<p>(3) 法人(本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「本市等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア <u>人の</u>生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によつて生ずる危害から保護するため、公にすることが必要と認められる情報</p> <p>イ <u>人の</u>生活を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によつて生ずる支障から保護するため、公にすることが必要と認められる情報</p>

③ 法令秘情報（現行条例第15条第4号）

「法令の規定により開示することができないとされている個人情報」の後に情報公開条例第6条第1号の「又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示により」に相当する部分を挿入することが適当である。

規定の仕方としては、京都市個人情報保護条例第16条第8号の規定を参考に、よりわかりやすい明確な規定とすることが適当である。

現行条例第15条	情報公開条例第6条
(4) 法令の規定により開示することができないとされている個人情報	(1) 法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、 <u>又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示により</u> 、公にすることができないとされている情報

○ 京都市個人情報保護条例

（個人情報の開示義務）

第16条（本文及び(1)～(7)、略）

(8) 法令の規定により明らかに開示することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から開示してはならない旨の個別的かつ具体的な指示（地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報

④ 事務事業に関する情報（現行条例第15条第7号）

情報公開条例第6条第5号の規定に倣って、事務事業の内容と事務の遂行に対する支障の内容とを関連付けて具体的に例示することが適当である。ただし、市の情報を一般に公にする情報公開制度と比べて、本人に自己情報を開示する個人情報開示制度の不開示の基準はより厳しいものとする必要があることから、現行規定の「著しい支障」を及ぼすおそれという要件は維持すること適当である。

現行条例第15条	情報公開条例第6条
<p>(7) 本市又は国等が行う許可、認可、試験、交渉、入札、人事、争訟その他の事務事業における個人情報であつて、開示することにより、当該事務事業の目的を達成することができなくなり、又は当該若しくは同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの</p>	<p>(5) 本市等が行う事務事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>

⑤ 審議、検討又は協議に関する情報（現行条例第15条第6号）

情報公開条例第6条第4号の非公開情報は、国、他の地方公共団体等の内部や相互間の審議、検討又は協議に関する情報も非公開情報の対象に含めている。しかし、実施機関が関与しない意思形成への支障についてまで、個人情報開示制度の不開示情報に含めるのは適当ではないため、現行の「実施機関の内部、実施機関相互の間又は本市と国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)との間における」という規定は基本的に維持することが適当である。

現行条例第15条	情報公開条例第6条
<p>(6) 実施機関の内部、実施機関相互の間又は本市と国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)との間における検討、審議、協議、調査、研究等の意思形成過程に係る個人情報であつて、開示することにより、公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの</p>	<p>(4) 本市等の内部又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの</p>

⑥ 国等との信頼関係に関する情報（現行条例第15条第8号）

情報公開条例においては、平成17年4月の改正により、現行条例第15条第8号の不開示情報の規定に相当する非公開情報の規定は削除されている。

この規定は、その解釈と運用によっては、国から取得した文書を一律に不開示とする等、いたずらに不開示の範囲を拡大させるおそれがある。また、情報の内容を実質的に判断して、現行条例第15条第6号または同条第7号の不開示情報に該当する場合に限り不開示とすれば足りると考えられるため、個人情報保護条例においても、この不開示情報の規定は削除することが適当である。

現行条例第15条	情報公開条例第6条
(8) 本市と国等との間における協議、協力、依頼等により行う事務事業に関して実施機関が保有した個人情報であつて、開示することにより、本市と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの	(平成17年4月1日の改正により削除)

第9 存否に関する情報（現行規定なし）

開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなる場合には、当該個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否できる旨（以下「存否応答拒否」という。）の規定を設けるとともに、当該拒否を処分として明確に位置付けることが適当である。

行政機関法第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」旨を規定している。

例えば、AとBが騒音問題で争っている場合において、Bが、「自分に対してAが申し立てている苦情の記録」を開示請求した場合、当該記録が存在することを明らかにした上で不開示決定を行うと、Aが苦情を申し立てた事実を明らかにしてしまうことになる。また、記録が存在しないことを理由に不開示決定を行うと、Aが苦情を申し立てていないという事実を明らかにしてしまうことになる。そのため、いずれにしても、現行条例第15条第1号の不開示情報を開示してしまったのと同様のことになる。

このように、請求に係る個人情報が存在するか否かを明らかにするだけで、現行条例第15条各号の不開示情報を開示してしまう場合があるため、宇治市においても、行政機関法第17条に倣って、請求に係る個人情報が存在するか否かを明らかにせず、開示請求を拒否することができる規定を設けることが適当である。

また、存否応答拒否をされた請求者が不服申立てや訴訟により救済を求めることができるよう、存否応答拒否についても、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の対象となる行政処分であることを明らかにすることが適当である。

○ 行政機関法

（保有個人情報の存否に関する情報）

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第10 第三者保護に関する手続き（現行条例第17条第6項）

- 1 開示請求者の権利利益の保護のために第三者の情報を開示する場合には、当該第三者に意見書を提出する機会を付与することを実施機関に義務付けることが適当である。
- 2 第三者が開示に反対する意見書を提出した場合には、開示の決定の日と開示の実施の日との間に一定の期間を置くことを実施機関に義務付けることが適当である。

- 1 審議会は、現行条例第15条第1号及び第3号の不開示情報について、開示請求者の生命、健康、生活等を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除外することが適当である旨述べた（上記第8.の3①②）。これは、開示請求者の権利利益（生命、健康、生活等）と第三者の権利利益（プライバシー、事業活動上の利益等）との比較衡量により、開示・不開示の判断を行う枠組みを設けるためである。

開示請求者の権利利益が第三者の権利利益を上回る場合には、第三者の情報が開示されることとなる。この場合、第三者の権利利益が侵害されるおそれがあるので、適正な手続きを確保する観点からは、開示決定の前に当該第三者の意見を聴くことが必要である。

以上を踏まえて、現行条例第17条第6項の第三者に対する任意的な意見聴取の枠組みに加えて、開示請求者の権利利益の保護のために第三者に関する情報を開示しようとする場合には、当該第三者の意見を聴くことを義務付ける規定を設けることが適当である。

- 2 行政機関法第23条第3項は、「第三者が（略）開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。」と規定しているが、これは、開示決定と開示実施の間に一定の期間を置くことにより、第三者が不服申立てや訴訟を提起する機会を保障するものである。

情報は一度開示されてしまうと、後から取り消しても原状に回復することはできず、開示によって権利利益を侵害された第三者にとっては、損害賠償請求等の事後的な救済を求めるしか手段がなくなってしまうため、第三者の権利利益の保護のためには、開示を実施する前に、第三者が不服申立てや訴訟を提起する機会を保障することが必要である。

以上より宇治市においても、行政機関法第23条第3項に倣った規定を設けることが適当である。

○ 現行条例

(開示請求に対する決定等)

第17条 (第1項～第5項、略)

- 6 実施機関は、第1項に規定する決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、必要に応じて、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

○ 行政機関法

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(略)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第42条及び第43条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第 1 1 訂正等請求及び中止請求（現行条例第 2 1 条）

- 1 訂正、追加及び削除の請求（以下「訂正等請求」という。）については、この条例による開示を受けたものに限らず、認めることが適当である。
- 2 中止請求に理由がある場合の中止の義務について、行政機関法第 3 8 条ただし書のような例外規定は設けないことが適当である。

- 1 行政機関法第 2 7 条は、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報等に限り、訂正、追加、削除の請求（以下「訂正等請求」という。）を認めているが、現行条例は訂正等請求について、このような制限を設けていない。

行政機関法がこのような制限を設けたのは、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる個人情報を明確にし、手続き上の一貫性を確保するためと考えられる。

しかしながら、現行条例は、個人情報保護条例の開示請求の手続きによらずに、実施機関が本人に情報提供することを認めており（第 9 条第 1 項第 2 号）、このような場合に、あらためて開示決定を受けなければ訂正等請求ができないということでは、市民に余分な負担を課すことになる。また、情報提供を行った個人情報の特定に困難が伴うとは考えられず、現行条例でも制度運営上支障が生じることはないため、これまでどおり、開示決定を受けたものに限らず訂正等請求を認めることが適当である。

○ 現行条例

（訂正等及び中止の請求）

- 第 2 1 条 何人も、実施機関に対し、公文書又は電磁的記録媒体に記録されている自己の個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、その訂正、追加及び削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。
- 2 何人も、実施機関に対し、この条例の規定に違反して自己の個人情報の収集がされたと認めるときは、その訂正等を請求することができる。
 - 3 何人も、実施機関に対し、この条例の規定に違反して自己の個人情報の利用又は提供がされると判断するときは、その個人情報取扱事務の中止を請求することができる。
 - 4 実施機関は、前 3 項の規定による請求があつた場合、法令に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正等及び中止の権限がないときその他訂正等及び中止をしないことにつき正当な理由があるときを除き、訂正等及び中止をしなければならない。

○ 行政機関法

(訂正請求権)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(略)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (3) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

(第2項以下、略)

2 行政機関法第38条は、「利用停止請求に理由があると認めるときは、(略)当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定する一方、ただし書で「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」と規定し、利用停止義務の例外規定を設けている。

この規定は、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でないという趣旨から設けられたものと思われるが、どのような場合にこの規定が適用されるのかは、必ずしも明らかではない。

また、現行条例は、収集、利用、提供の制限規定の中で、個人の権利利益と公共の利益とを比較衡量する枠組みを設けているため、その中で、実施機関の行う個人情報の収集、利用、提供が適正であるか否かを判断すれば足りる。このような例外規定を設けると、中止義務の例外の範囲を拡大して解釈される可能性も否定できないため、宇治市においては、行政機関法第38条ただし書のような例外規定は設けないことが適当である。

○ 行政機関法

(保有個人情報の利用停止義務)

第38条 行政機関の長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第12 期限の特例（現行規定なし）

開示請求に係る個人情報大量である場合の決定期間の特例規定を設けることが適当であるが、この規定の適用にあたっては、事前に審議会の意見を聴くことを、実施機関に義務付けることが適当である。

行政機関法第20条は、「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、(略)、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」と規定している。この規定は、開示請求の処理に関する事務と、各行政機関が所掌する事務との適切な調整を図るために設けられたものである。

現行条例は、第17条第3項で、請求書を受理した日から起算して60日を限度として期間の延長ができる旨の規定を置いているが、行政機関法第20条のような決定期間の特例規定は設けていない。

自己情報についてのみ開示請求をすることができる個人情報保護制度においては、開示請求に係る個人情報大量になる場合は極めてまれであると考えられるが、請求のあった日から起算して60日以内に開示決定等を行うとすれば、事務の遂行に著しい支障が生ずるような場合が全くないとは言えない。

したがって、宇治市においても、行政機関法第20条に倣って決定期間の特例規定を設けることが適当であるが、濫用を防止するため、この規定の適用にあたっては、あらかじめ審議会の意見を聴くことを義務付けることが適当である。

○ 現行条例

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、前条第1項に規定する開示請求があつたときは、当該開示請求を受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

(第2項、略)

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長の期間及び理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

(第4項以下、略)

○ 行政機関法

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

第13 是正の申出（現行条例第24条）

是正の申出の規定については、今後とも維持することが適当である。

現行条例は、訂正等請求、中止請求制度と並んで是正の申出制度を設けている。

是正の申出は、個人情報保護条例の規定に対する明確な違反が認められない場合であっても、「条例の趣旨に違反して不適正であると認めるとき」（第24条）には行うことができるため、条例の規定に違反した収集に対して認められる訂正等請求（第21条第2項）や、条例の規定に違反した利用又は提供に対して認められる中止請求（第21条第3項）よりも、申出ができる範囲は広いものとなっている。

是正の申出制度は、市民に権利として与えられたものではないため、実施機関に拒否されても不服申立てや訴訟を提起することはできない。しかし、市民にとって容易に利用できる制度としてなお意義があり、中止請求等と相まって、個人の権利利益の保護に資するものと認められるため、今後とも維持することが適当である。

○ 現行条例

（訂正等及び中止の請求）

第21条（第1項、略）

- 2 何人も、実施機関に対し、この条例の規定に違反して自己の個人情報の収集がされたと認めるときは、その訂正等を請求することができる。
- 3 何人も、実施機関に対し、この条例の規定に違反して自己の個人情報の利用又は提供がされると判断するときは、その個人情報取扱事務の中止を請求することができる。

（第4項、略）

（是正の申出）

第24条 何人も、実施機関に対し、公文書又は電磁的記録媒体に記録されている自己の個人情報の取扱いが、この条例の趣旨に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正を申し出ることができる。

第14 審議会における調査・審議の手続き（現行規定なし）

- 1 実施機関に対して、不服申立てに係る個人情報に記載された文書を提出させる権限や、審議会の指定する方法により、不服申立てにかかる個人情報の内容を分類又は整理した資料の提出を求める権限等、審議会の必要な調査権限を明記することが適当である。
- 2 意見書を提出する権利、意見陳述を行う権利等、不服申立人等の権利を明記することが適当である。

- 1 情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「審査会設置法」という。）第9条は、審査会が諮問庁に対し保有個人情報の提示を求めることができることや、個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる等の審査会の調査権限について規定している。

審議会において、不服申立てに係る個人情報を実際に見分しながら審議すること、実施機関に不服申立てにかかる個人情報の内容を分類又は整理した資料の提出を求めて審議することは、審議会が迅速かつ適切な判断を行うためには有効である。

現行条例にはこのような具体的な調査権限についての規定はないが、宇治市個人情報保護審議会規則第5条で「審議会は、その担任する事務を処理するため必要があるときは、調査及び審議を行うことができる。」と定めており、この規定の運用において上記のような調査を行ってきているため、特に問題は生じていない。しかし、審議会の権限を明確にするため、条例の規定上この権限を明確にすることが適当である。

○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法

（審査会の調査権限）

- 第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

○ 宇治市個人情報保護審議会規則

(調査等)

第5条 審議会は、その担任する事務を処理するため必要があるときは、調査及び審議を行うことができる。

2 審査会設置法は、不服申立人等の意見陳述を行う権利(第10条)、意見書を提出する権利(第11条)、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求める権利(第13条)を規定している。

現行条例にはこのような規定はないが、従前から、不服申立てがあったときには、実施機関が審議会に提出した書面を不服申立人に送付した上で、意見書を提出する機会と審議会において意見陳述する機会を与える運用を行ってきた。

したがって、現行条例でも、運用上は不服申立人の権利は保障されており、特に問題は生じていないが、不服申立人等の手続的権利の充実を図るため、これらの権利を条例の規定上に明記することが適当である。

○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法

(意見の陳述)

第10条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第11条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第13条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

(第2項、略)

第15 罰則（現行条例第27条の2、第41条、第42条）

- 1 基本的に現行の罰則規定の枠組みは維持することが適当であるが、行政機関法第55条に相当する罰則規定を新たに設けることが適当である。
- 2 偽りその他不正な手段により開示を受けた者に対する過料の規定を設けることが適当である。

1 現行条例は、個人情報の流出による個人の権利利益の侵害の予防と、万一流出した場合の個人の権利利益の回復を図るため、平成15年8月の改正により、罰則、命令等の規定を設けた。

現行条例の罰則は、公文書又は電磁的記録媒体に記録された個人情報の全部又は一部を機器による印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により他の記録媒体に複製する行為（第27条の2第1項、第41条第1項、第42条第1項）、これに違反して記録媒体に複製された個人情報の全部又は一部を機器による印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により他の記録媒体に複製する行為（以後の段階にわたる複製も同様。第27条の2第2項、第41条第2項、第42条第2項）、個人情報記録された公文書若しくは電磁的記録媒体又は不正記録媒体を譲り受け、借り受け、所持し、譲り渡し、又は貸し渡す行為（第27条の2第3項、第41条第2項、第42条第2項）に対して刑罰を科している。

これらの行為は、大量の個人情報を瞬時に流出させる可能性があることから、特に当罰性が高いと考えられる。また、個人情報の流出による個人の権利利益の侵害の予防と、万一流出した場合の個人の権利利益の回復という目的から考えれば、現行の罰則規定は必要であり、基本的に維持することが適当である。

一方、行政機関法の罰則規定と比較すると、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供する行為（第53条）や、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し又は盗用する行為（第54条）については、現行条例の罰則の対象行為である個人情報の不正な複製や不正記録媒体の譲渡し等の行為を介することが多いと思われるため、現行条例の罰則で大部分が対応可能である。しかしながら、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集する行為（第55条）については、現行条例の罰則では対応できない。

この行為は、職権濫用や個人の秘密の収集という点で、当罰性が高いと考えられるため、宇治市においても、行政機関法第55条に相当する新たな罰則規定を設けることが適当である。

○ 行政機関法

第53条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第6条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

○ 現行条例

（不正な複製等の禁止）

第27条の2 何人も、正当な理由がなければ、公文書又は電磁的記録媒体に記録された個人情報の全部又は一部を機器による印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により他の記録媒体に複製してはならない。

2 何人も、正当な理由がなければ、前項の規定に違反して記録媒体に複製された個人情報の全部又は一部を同項に掲げる方法により当該記録媒体以外の記録媒体に複製してはならない。以後の段階にわたる複製についても、同様とする。

3 何人も、正当な理由がなければ、個人情報記録された公文書若しくは電磁的記録媒体又は前2項の規定に違反して個人情報の全部又は一部が複製された記録媒体（以下「不正記録媒体」という。）を譲り受け、借り受け、所持し、譲り渡し、又は貸し渡してはならない。

（罰則）

第41条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は実施機関の職員以外の者で実施機関の個人情報取扱事務に従事しているもの若しくは従事していたものが第27条の2第1項の規定に違反したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条の2第2項又は第3項の規定に違反したとき。

(2) (略)

第42条 前条第1項に掲げる者以外の者が同項に掲げる行為をしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前条第1項に掲げる者以外の者が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 行政機関法第57条は、他人になりすます等の偽りその他不正の手段により、開示を受けた者に対して、10万円以下の過料に処する旨規定している。

宇治市においても、開示請求権等の適正な権利行使を担保するために、これに倣った規定を設けることが適当であるが、地方自治法第14条第3項の規定を踏まえて、5万円以下の過料とすることが適当である。

○ 行政機関法

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する。

○ 地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

宇治市個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	職名等	備考
青木 八千代	民生児童委員	
○ 市川 正人	立命館大学 法科大学院教授	
川村 フク子	弁護士	
近藤 正昭	弁護士	
◎ 初宿 正典	京都大学大学院 法学研究科教授	
中嶋 知	歯科医師	平成18年3月31日まで
新田 順子	介護支援専門員	
松岡 久和	京都大学大学院 法学研究科教授	
保田 宗茂	歯科医師	平成18年4月1日から

◎会長 ○会長職務代理

宇治市個人情報保護審議会審議経過

会議名	日 時	審議内容
平成17年度 第1回	平成18年2月15日 午前10時～12時	(1)検討スケジュール及び検討方法について (2)審議会の公開について
平成17年度 第2回	平成18年3月31日 午前10時～12時	(1)審議会の公開について (2)個人情報の定義 (3)収集の制限 (4)利用・提供の制限
平成18年度 第1回	平成18年4月26日 午前10時～12時	(1)個人情報の定義 (2)収集の制限 (3)電子的結合の処理制限 (4)個人情報取扱事務登録 (5)請求権者 (6)開示・不開示の基本的考え方
平成18年度 第2回	平成18年5月31日 午前10時～12時	(1)請求権者 (2)不開示情報
平成18年度 第3回	平成18年6月28日 午前10時～12時	(1)不開示情報 (2)存否に関する情報
平成18年度 第4回	平成18年7月26日 午前10時～12時	(1)第三者保護に関する手続き (2)訂正等請求及び中止請求 (3)期限の特例 (4)是正の申出 (5)審議会における調査・審議の手続き (6)罰則
平成18年度 第5回	平成18年8月23日 午前10時～12時	「宇治市個人情報保護制度の見直しについて（中間まとめ）」のとりまとめ

※会場は、いずれも宇治市役所内会議室